

令和2年11月13日

「いちい街なか店」「福島市街なか交流館」 ～12月15日オープン決定～

令和2年8月に閉店した百貨店「中合福島店」が入居していた辰巳屋ビルを暫定利活用し、福島駅前のにぎわいを創出するため、1階に地元の総合スーパーいちいが「いちい街なか店」を、2階には多目的交流スペースや展示スペースとして「福島市街なか交流館」をオープンいたします。

これに伴い、2階の交流スペースを一般貸出いたしますので、ぜひご利用ください。つきましては、下記により貸出受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

- 1 オープン日時：令和2年12月15日(火) 午前10時～
- 2 営業・開館期間：令和2年12月15日(火)～令和4年2月28日(月)(1月1日を除く)
- 3 営業・開館時間：午前10時～午後7時
- 4 交流館貸出受付：令和2年11月13日(金) 正午～
- 5 交流館使用内容：別紙 又は <https://fmcnet.co.jp/machi/machinaka-k/>
- 6 交流館申込先
福島市街なか交流館運営事務局 070-2022-2764 (平日 9:00～19:00)
株式会社福島まちづくりセンター 024-522-4841 (平日 9:00～17:00)

担当:商工業振興課 商業振興係
課長 須藤、課長補佐 齋藤
電話 024-525-3720(直通)



福島市街なか交流館簡易図面

福島市街なか交流館使用案内

申し込み方法

- ・12月中旬からはインターネットの申し込みフォームからの申込となりますが、現在は電話でのお問合せとなっております。末尾のお問合せ先をご覧ください。なお、ホームページは下記となります。

URL → <https://fmcnet.co.jp/machi/machinaka-k/>



QRコード

- ・使用の6カ月前から申し込みができます。なお、貸出最終日は令和4年2月28日（予定）となっております。
- ・搬入搬出作業届は、使用日の3日前までに提出してください。

使用制限について

下記の項目に該当する展示・イベント等は使用できません。

- ・騒音や混乱で他に迷惑を及ぼす恐れがあるもの。
- ・過剰に電力を利用するもの。火気を利用するもの。
- ・施設や備付物件などをき損、滅失する恐れのあるもの。
- ・管理上支障があると認められたもの。
- ・使用承認を受けた目的以外で使用する場合、その一部もしくは全部を転貸又は譲渡した場合。
- ・宗教、政治活動と判断される内容の場合。公序良俗に反する内容と判断された場合。
- ・「福島市街なか交流館新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従わない場合。

使用変更または取り消しについて

使用申請を変更又は取り消す場合は、変更（取消）申請が必要です。ご連絡及びお手続きは、7日前までをお願いいたします。

使用料について

使用料（賃料）は無料となります。 ただし、光熱水費がかかります。

光熱水費について

- (1) 商品等の販売、入場料を徴収する場合は、通常料金とします。
- (2) 商品等の販売、入場料を徴収しない場合は、特別割引料金とします。
- (3) 商品等の販売、入場料を徴収する場合であっても、長期利用（10日以上、1か月以内）で、一日平均1,000人以上の来場者が見込まれる場合、特別割引料金とします。
なお、特別料金は11日目以降から適応となります。
- (4) 国、地方自治体、公益法人等が主催し、入場料等を徴収しない場合は、全額減免とします。

光熱水費料金表

単位：円（税別）

光熱水費 （実費相当分）	通常料金（円）		特別割引料金（円）	
	1日	1時間	1日	1時間
多目的交流スペース大 （約600㎡ バックヤード90㎡除く）	10,800円	1,200円	5,400円	600円
多目的交流スペース小 （約90㎡）	5,400円	600円	2,700円	300円

関係官署への届け出について

消防署、保健所、警察署など関係官署への届け出が必要な場合がありますから、お確かめの上事前にお手続きをしてください。なお、必要な届け出でていない場合、使用を停止する場合がございます。

展示物等の管理責任について

盗難、天災及びその他の不測の事故により展示物などに被害が生じた場合、当社ではその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

使用方法

下記の項目に注意してご使用ください。なお、記載にない項目は個別に判断させていただきます。

- 開館時間は午前10時から午後7時までとなります。時間外の入館や受付はできません。使用者の担当者は開館時間の前後15分以内の入退館は可能となります。
※搬入・搬出作業時は別途ご相談ください。
- 申請内容と異なる展示や販売、又はこれに類する行為は行わないでください。
- 使用終了後は、直ちに、備品などをもとの位置に戻し、係員の点検を受けてください。
- 設備の破損、床やトイレの汚し等があった場合、原状に回復していただくか、その費用をご負担いただきます。
- ゴミは使用者責任で持ち帰りとなります。
- 事故や災害の発生に備え、事前に非常口や消防設備等をご確認ください。また、非常口や消防設備の近くには物を置かないでください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止策については別紙ガイドラインに従ってください。

問い合わせ先

070-2022-2764（平日9：00～19：00）福島市街なか交流館運営事務局
024-522-4841（平日9：00～17：00）株式会社福島まちづくりセンター
メール machinaka-k@fmcnet.co.jp

福島市街なか交流館新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

1 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり制限があることをご理解ください

- (1)使用上限 各スペースの同時に滞在できる最大入場定員数は次の通りなります。
一時的に、定員を超えるような場合は、入場制限等を実施してください。

○多目的交流スペース 大 150名

○多目的交流スペース 小 20名

- (2)下記の要件を満たすこと

ア. 使用者同士の距離（できるだけ2m以上）を確保すること

イ. 活動にあたっては、接触・密接・飛沫感染が起らないように配慮すること

ウ. 基礎疾患のある方に配慮できること

エ. その他、活動内容に応じた感染防止策を講じた上で使用すること

- (3)受付の際に使用者全員の氏名及び緊急連絡先等を記載した名簿を提出すること

※この情報は必要（感染経路の確認等）に応じて保健所等の公的機関へ提供することがあります

2 使用者の健康確認

使用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせる

- (1)37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）

- (2)息苦しさ・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

- (3)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- (4)過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

3 感染防止を意識した使用

- (1)咳エチケットやマスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底

- (2)飲食を行わないこと（熱中症予防の水分補給はできます。）

- (3)ごみは各自持ち帰ること

- (4)使用後は清掃とともに接触部位の消毒を行うこと

4 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

5 その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守及び施設管理者の指示に従い使用すること